

会津若松市まち・ひと・しごと創生包括連携協議会 設置要綱

(平成 27 年 5 月 13 日決裁)

(目的)

第 1 条 地方創生に向けた取組をより一層推進していくとともに、その効果を検証するため、各主体が有機的に連携した包括的な体制を構築することを目的として、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、報道機関及び住民団体等で構成する会津若松市まち・ひと・しごと創生包括連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する施策の推進、進捗管理及び効果検証に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会の構成団体は、会津若松市のほか、別紙の加入届を提出した団体のうち、市長が適切と判断した団体をもって組織する。なお、構成団体の追加等を行った場合には、現在の構成団体に対して報告を行うものとする。

2 協議会の座長は、市長をもって充てる。

(会議)

第 4 条 協議会は座長が招集し、会議の議長となる。

2 座長は、必要と認めるときは、構成団体以外のものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第 5 条 協議会に関する庶務は、企画政策部企画調整課で処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。